

企業会計基準公開草案第 63 号

「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」（以下「時価算定会計基準案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 64 号（企業会計基準第 9 号の改正案）「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」（以下「棚卸資産会計基準案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 65 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「時価算定適用指針案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 64 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「四半期適用指針案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 65 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（以下「金融商品時価開示適用指針案」という。）

以下、上記6つの公表物を合わせて「本公開草案」という。

2. コメント募集期間

2019 年 1 月 18 日～2019 年 4 月 5 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」（2019 年 7 月 4 日公表）（以下「時価算定会計基準」という。）

- 改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(2019年7月4日公表)(以下「棚卸資産会計基準」という。)
- 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日公表)(以下「金融商品会計基準」という。)
- 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日公表)(以下「時価算定適用指針」という。)
- 改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日公表)(以下「四半期適用指針」という。)
- 改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2019年7月4日公表)(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	一般社団法人 日本損害保険協会
CL3	農林中央金庫
CL4	一般社団法人 全国銀行協会
CL5	一般社団法人 全国労働金庫協会
CL6	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所
CL7	日本証券業協会
CL8	株式会社プロネクサス プロネクサス総合研究所
CL9	公益社団法人 日本証券アナリスト協会
CL10	一般社団法人 生命保険協会

CL11	一般社団法人 第二地方銀行協会
CL12	有限責任監査法人トーマツ
CL13	一般社団法人 全国信用金庫協会
CL14	有限責任あずさ監査法人
CL15	EY 新日本有限責任監査法人
CL16	一般社団法人 投資信託協会
CL17	一般社団法人 全国地方銀行協会
CL18	一般社団法人 全国信用組合中央協会
CL19	一般社団法人 日本経済団体連合会

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL20	山下 忠康	南山大学 経営学部
CL21	武下 博紀	日鉄ソリューションズ株式会社
CL22	花田 重典	公認会計士
CL23	田淵 隆明	公認システム監査人 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
CL24	服部 隆	CMA、CIIA
CL25	小川 和彦	公認会計士

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。

（質問 1）開発にあたっての基本的な方針に関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
（全体を支持するコメント）		
1) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
（その他のコメント）		
2) IFRS と異なる結果となる可能性について	IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）にはない取扱いを定めることによって、同一の商品で日本基準の時価のレベルと IFRS の公正価値のレベルが異なる結果となる可能性がないようにしていただきたい。	本公開草案においては、IFRS 第 13 号にはない定め（第三者から入手した相場価格の利用に関する一般事業会社の取扱い）があるが、明示しているもの以外は IFRS 第 13 号と異なることを定める意図はない。
3) 時価について	単に「時価」と表記するだけでは金融商品会計基準以外の会計基準で用いられる「時価」という用語と同じ意味に解釈される可能性もあり、会計基準の適用上混乱することになるため、常に「金融商品の時価」と表記する方が適切である。	時価算定会計基準は、棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価も対象としていることに加え、将来的には適用範囲を広げる可能性もあることから、修正しない。
	以下の 2 点に留意し、基準化に向けてきめ細かな本公開草案のチェックをお	(1) 最終化に向け、表現の再確認を

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>願いたい。</p> <p>(1) 文章が英文直訳調のため、日本語として読み難いだけでなく、内容を誤解させる記述や、相互に矛盾する記述内容が含まれていないか。</p> <p>(2) 既存の会計基準でも「時価」という言葉は幅広く使われており、本公開草案における「時価」の定義と不整合な記述や矛盾する記述が見落とされていないか。</p> <p>レベル1から3までの金融商品について「時価」という言葉を使用することには違和感がある。「時価」といえるのはレベル1のみであり、レベル2・3の評価技法により測定した金額は「公正価値」と呼ぶことが適当ではないか。</p>	<p>行っている。</p> <p>(2) 金融商品で用いられる「時価」については、網羅的に確認を行っている。</p> <p>改正前の金融商品会計基準においても「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく評価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された評価額を公正な評価額とする。」と定めており、時価をレベル1のインプットを用いて算定された価格に限定しているわけではない。よって、修正は行わない。</p>
4) 現行基準との選択適用について	財務諸表の国際的な比較可能性に対するニーズ等は、財務諸表作成会社により違いがあり、本基準の適用に係るコストがベネフィットを上回る企業も存在すると考えられるため、現行基準との選択適用を認めるなど柔軟な取扱いとすべきである。	質問2以降の個々の会計処理のコメント対応にて検討を行う。
5) 非上場企業や協同組織な	開発目的として掲げる「統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>どについて</p>	<p>業間における財務諸表の比較可能性を向上させる」ために、上場企業等に対して本基準を取り入れることは理解できるが、非上場企業や協同組織など、企業属性あるいは利害関係者が上場企業等とは異なる企業に対して本基準を取り入れることには同意しない。</p> <p>我が国のこれまでの実務や慣行、国際的な動向等を踏まえ、例えば、国際的な比較可能性の必要性、組織や企業属性に応じた導入の是非などを検討していただきたい。</p> <p>また、本公開草案の内容についても、我が国の実務慣行を勘案のうえ慎重に検討していただきたい。</p>	
<p>6) 金融商品に関する会計基準の改正との関係について</p>	<p>IFRS の定めを全て取り入れることを前提とするのではなく、日本基準の開発であることを念頭に、我が国における実務を踏まえた基準として開発すべきである。また、以下の点について、留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 13 号の取り込みと同時に、密接不可分の関係にある IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)の取り込みを検討すべきである。仮に IFRS 第 9 号を取り込む形で金融商品会計基準が見直される場合には、今回のコメントを改めて利害関係者に再確認する必要がある。 また、仮に IFRS 第 13 号の取り込みを先行して進める場合は、基準の設定を「金融商品の時価の測定」の部分にとどめるべきであり、「開示」については実務的な混乱を避ける観点から、IFRS 第 9 号を取り込む際に検討すべきである。 	<p>仮に IFRS 第 9 号の規定を取り入れた場合、非上場株式について時価評価が求められ、結果としてレベル 3 の追加的な開示を求められる可能性があるが、それらも含めて金融商品会計基準の開発に着手した場合には、そのプロジェクトで検討を行うことが考えられる。それ以外の点では、特段、IFRS 第 13 号との整合性を図る取り組みを先行することに重要な支障はないと考えられる。</p>

(質問 2) 適用範囲に関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(全体を支持するコメント)		
7) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
8) 将来的には、適用範囲の拡大の検討を要望する。	基本的に同意するが、将来的には、適用範囲を金融商品以外の資産および負債に拡大して検討されることを要望する。	今後の検討に関するコメントである。
(適用範囲の追加検討に関するコメント)		
9) リース取引から生じる債権債務について	リース取引から生じる債権債務は時価算定会計基準案の適用対象である一方、IFRS 第 13 号では適用対象とはしていない。本プロジェクトの目的は、国際的な整合性を図ることであるなら、リース取引から生じる債権債務を適用対象外とすることを検討する必要がある。	IFRS 第 13 号ではリース取引が対象外とされている。一方、日本基準においては、これまでファイナンス・リース取引により認識されたリース債権・債務について時価の開示が求められており、定着している（所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸手については、見積残存価額を控除したリース料債権部分が時価開示の対象）。よって、リース債権・債務を時価開示の対象としても特段の支障はないものと考えられる。
10) 賃貸等不動産について	賃貸等不動産は、金融商品の時価の注記対象を拡大したことを踏まえ、時価が投資情報として一定の意義があるという意見があること、IFRS とのコンバージェンスを図る観点から、時価の注記を求めることとされており、	賃貸等不動産については、貸借対照表には時価で計上されず損益にも影響を及ぼさないことを考慮し、整合性を図

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	金融商品と同様に適用対象とすべき。	った場合のコストと便益を比較考量した結果、時価算定会計基準の適用範囲から除くこととしたものである（時価算定会計基準第 26 項）。
11) その他	金融負債については、一般的に移転を前提とした市場価格が存在しないなどの適用上の課題が想定され、本公開草案の内容に沿って時価算定を行う意義に乏しいと考えられるため、実務対応の可否や、重要性を勘案のうえ、適用の必要性を判断いただきたい。	国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる必要性がある点については、金融資産と金融負債は同様であり、適用範囲に含めることが適切と考えられる。
	退職給付会計に係る年金資産については、金融商品が年金資産を構成する場合には、時価算定会計基準が適用される旨が記載されているが、時価のレベル別開示の対象であるかが不明瞭である。	年金資産は、金融商品時価開示適用指針第 4 項の注記の対象外であるため、時価のレベルごとの内訳等に関する注記の対象外となる。
(その他のコメント)		
12) 適用対象外とした理由の明確化を要望する。	時価算定会計基準案第 25 項において、適用対象外とした理由の記載があるが、わかりやすくするために、追加的な説明の記述を要望する。	金融商品以外については、整合性を図ることのコストと便益を考慮して適用範囲を決定している（時価算定会計基準第 26 項及び第 27 項）。また、上記 9)10)11)のコメントへの対応も参照いただきたい。
13) その他	年金資産に含まれる金融商品についての時価を信託銀行等から入手した場合に、第三者から入手した相場価格の利用に係る検証は不要であることに	年金資産に含まれる金融商品について信託銀行等から時価を入手する場合で

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ついて、結論の背景などへの補足が必要と考える。	も、他の金融商品と同様の取扱いとなるため、結論の背景などへの補足は必要ないものと考えられる。
	複数事業主制度の場合、確定拠出制度に準じて会計処理する取扱いがあるが、この場合に積立状況として注記している年金資産の額については、時価算定会計基準が適用されるものではないことを、結論の背景などへの補足が必要と考える。	年金資産に含まれる金融商品の時価の算定について、時価算定会計基準が適用される。その旨は時価算定会計基準第26項に記載しており、積立状況として注記している年金資産の額について直接定めている訳ではない旨は理解できると考えられ、追加の記載は必要ないものと考えられる。

(質問3) 時価の定義に関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(時価の定義に関するコメント)		
14) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
15) 定義の明確化を求める。	時価の算定日の定義がない。どのような場合に時価で評価されるのかは、各会計基準の規定に委ねられていることは承知しているが、算定日の例示を加えても良いのではないか。	時価の算定日については、適用される各会計基準等によって、当初認識時や期末日など様々に定められているため、例示の追加は必要ないものと考え

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		られる。
	<p>「インプット」の定義を「市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定をいう」（時価算定会計基準案第4項(5)）としているが、「インプット」自体は取引価格等の数値であり、仮定ではない。したがって、例えば「…仮定の値をいう」とした方が良い。</p>	<p>当該定義を修正した場合、IFRS 第13号との差異を設けているとの誤解を与えるおそれがあると考えられることから、修正は行わない。</p>
	<p>時価算定適用指針案第14項及び第37項に、「レベル3のインプットを用いるにあたっては、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定を反映する。」とある。時価算定会計基準案第4項(5)にインプットの定義として、「市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定」とあるため、時価算定適用指針案第14項及び第37項は、「レベル3のインプットを用いるにあたっては、インプットを反映する。」となり意味が通じない。表現の再検討を望む。</p>	<p>IFRS 第13号第87項の「観察可能でないインプットは、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定（リスクに関する仮定を含む）を反映しなければならない。」を取り入れたものであるため、修正は行わない。</p>
	<p>時価算定会計基準案第4項(5)①に関し、「観察可能」であるか否かを判断する一般的な基準が示されていないため、「観察可能なインプット」の定義が不明確である。</p>	<p>IFRS 第13号においても、「観察可能」や「活発な市場」についての定義はなく原則ベースの規定となっているため、一定程度幅のある運用がなされていることも考えられるが、IFRS 第13号との差異を設けているとの誤解を与えるおそれがあると考えられることから、追加の記載を行わない。</p>
	<p>「活発な市場」や「観察可能」といった用語は、レベル区分に必要な判断基準であるが、基準案では概念的な説明にとどまっており、企業間で様々な解</p>	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>積相違が生じ、同一対象に異なるレベルが開示されることが懸念されることから、実務上混乱が無いようにより詳細な情報提供が必要と考える。</p> <p>「市場価格」は、取引所市場や店頭市場での価格を指すのか、相対市場も含むのか不明確である。もし相対市場も含むのであれば「相場価格」と同じ意味になると考えられる。</p> <p>また、そもそも「相場価格」は IFRS 第 13 号における Quoted Price のことかと思われるが、IFRS 第 13 号では市場価格 (Market Price) は基準本文では使用されていないようであるため、「相場価格」に統一してはどうか。</p>	<p>時価算定会計基準における「市場価格」は、一般的な用語として用いているか、他の基準等（例えば、金融商品会計基準）の用語を引用して使用しているものであるため、修正は行わない。</p>
16) その他	<p>バーゼル規制等の信用リスク管理で与信相当額を算出する際に利用する「再構築コスト」について、現在、時価を用いている。「出口価格」を時価とした場合、再構築コストと整合しなくなり、「時価」(出口価格)と「再構築コスト」の二重管理が必要になる可能性がある。</p> <p>以下の4点について、考慮が必要であると思われる。</p> <p>(1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」でも規定されているように、ここでも税込経理による値は認められないことを、明記すべきである。</p> <p>(2) 時価の「算定日」とあるのは、「算定日の終値」と明記すべきである。</p> <p>(3) 時価算定適用指針において、時価の「算定日」が市場の「休場日」である場合の規定が必要である。例えば、「直前の営業日の終値」と明記すべきである。</p> <p>(4) 時価算定適用指針案第 9 項に「気配値」に関する規定があるが、これは、実務上、妥当であると思われるが、「気配値」もないような取引不</p>	<p>時価の定義に出口価格の概念を用いることは、国際的な整合性を図るうえで基礎となる部分であるため、修正は行わない。</p> <p>いずれも、金融商品の特性や市場の状況に応じて、判断が変わり得るものと考えられるため、修正は行わない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	成立の場合は「休場日に準ずる」などの規定が必要である。	
(期末前1か月の平均価額に関する定めの特例に関するコメント)		
17) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
18) 平均価額に関する定めの特例に同意しない。	<p>長期にわたる負債がありそれに見合った長期の資産を保有する生命保険会社等の事業主体にとっては、期末の一時点のみで評価を行うことが、適切な情報の提供に繋がらない可能性がある。</p> <p>当該取扱いの変更により、減損判定に月中平均を使用していたとしても、期末に向けて株価が下落しているなかで著しい下落と判定された場合、更なる損失の回避のために保有する株式を売却するなど期末近くでの企業の投資行動に影響する可能性があり、市場への意図せざる影響を生じかねない。</p> <p>期末評価額や減損額の算定に月中平均時価の選択適用の余地を残すべきであるとする。</p>	<p>その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができるかとされていたが、その価額が改正後の時価の定義を満たさないことから削除している（金融商品会計基準第50-4項）。時価の定義に関する定めは国際的な整合性を図るうえで基礎となる部分であり、貸借対照表で時価評価した金融商品の国際的な比較可能性を図ることを重視し、修正は行わない。</p>
	<p>その他有価証券の時価については、期末前1か月の平均価額に関する定めが削除されているが、以下の点が適用上の課題として考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 期間損益のボラティリティが増加することが懸念される • レベル2に該当する時価の場合には、期末時点の市場価格が特異なものである可能性がある。この場合には、平均価格の方が一時点の市場価格よりも、より実態を表した時価である可能性がある 	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
19) その他	<p>外貨建資産負債の決算時の換算について、現行規定では決算日前後の一定期間の平均相場を認めている。この規定の改訂も併せて検討してはどうか。</p>	<p>本公開草案は対象となる資産及び負債の時価の算定について定めることを目的としており、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」の外貨換算は時価評価と異なる論点であると考えられるため、当該定めは改正の対象とはしない。</p>
	<p>金融商品会計基準及び日本公認会計士協会「会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）における時価の算定における考え方からは、減損処理において期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用することは、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用することを前提に、実務上の取扱いとして認めることとされたものである。改正案は、根拠を失った平均価額を減損の要否の判定にのみ用いることができるとする、新たな取扱いを定めるものとなっている。新たなルールを設定するのであれば、金融商品実務指針ではなく、金融商品会計基準において、その旨を明記すべきである。</p>	<p>その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めは削除したが、減損の判断が合理的な範囲で幅のある定めとなっていることを踏まえ、減損判定における時価の下落率の判断については、期末前 1 か月の市場価額の平均に基づいて算定された価額を用いることができる実務上の取扱いを踏襲するとして別に定めたものである。また、減損に関する定めについては今回の基準開発の対象ではなく、減損を行うか否かの判断の際に期末前 1 か月</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱い、従来の取扱いを踏襲したものであり、新たに金融商品会計基準に記載は行わない。
	減損を行うか否かについて、期末前1か月の平均価額に基づいて判断することを残すとあるが、これを削除するか、いわゆる「権利落ち」の日以後の平均値とするべきである。	減損に関する定めについては今回の基準開発の対象ではなく、減損を行うか否かの判断の際に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いは、従来の取扱いを踏襲したものであり、権利落ちに関しても従来と同様の取扱いとなっている。

(質問4) 時価の算定単位に関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(全体を支持するコメント)		
20) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持する意見である。
(説明や設例の追加を求めるコメント)		
21) 説明や設例の追加を求	時価算定会計基準案第33項が規定する「グループを単位として算定した時	IFRS第13号が規定していない具体例

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
めるコメント	<p>価の調整をグループ内の個々の金融資産及び金融負債の時価に配分する場合」の設例を示していただきたい。</p>	<p>を示すことは、IFRS 第 13 号への解釈を示しているとの誤解を与えるおそれがあると考えられ、また、本件については様々なケースが存在することが想定されるため、設例の追加を行わない。</p>
	<p>本規定については、デリバティブ取引等の相手方に係る CVA (信用評価調整) 考慮の実務を念頭に置いているものと考えられるが、規定の趣旨を正しく理解するために、以下の点について、結論の背景への補足が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本規定の適用が想定される具体事例として、デリバティブ取引等の相手方に係る CVA を考慮する際のネッティングがあること。また、その他にも想定される具体事例があればその内容の補足が必要と考える。 • 本規定は「できる」規定であるため、デリバティブ取引等に CVA を考慮する場合でも、ネッティングは任意であり、グロスの資産・負債の各々に CVA を考慮する取扱いが可能であること。 	<p>同上</p>
	<p>グループを単位とした時価の算定は本邦実務においてなじみがないと考えられることから、例えば、具体的に考慮されるものとしてデリバティブの CVA 調整や BID/ASK 調整などを示すことが望ましいと考える。</p>	<p>同上</p>
	<p>時価算定会計基準案第 33 項において、「本会計基準第 7 項の定めは、金融資産と金融負債の貸借対照表における相殺表示には適用されない。グループを単位として算定した時価の調整をグループ内の個々の金融資産及び金融負債の時価に配分する場合には、状況に応じた合理的な方法を每期継続して適</p>	<p>時価算定会計基準第 7 項は時価の算定単位に関する定めであり、金融資産や負債の貸借対照表における相殺表示の可否を定めたものではなく、グルー</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	用する。」と規定されているが、その意図するところを明確にしてください。	プを単位として時価を算定した場合であっても、会計処理の単位に変更はないため、その時価の調整を個々の金融資産と金融負債に配分することになる。時価算定会計基準第 34 項の「本会計基準第 7 項の定めは、金融資産と金融負債の貸借対照表における相殺表示には適用されない。」という表現で上記の意図は伝わるものと考えられる。

(質問 5) 時価の算定方法に関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(全体を支持するコメント)		
22) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持する意見である。
(定義の明確化に関するコメント)		
23) 定義の明確化、ガイダンスの提供について	各レベルのインプットの定義（時価算定会計基準案第 11 項）、及びレベルの分類（時価算定会計基準案第 12 項）については、各企業の実務上の取扱いに差異が生じる可能性があるため、例示やガイダンスを示すなど、より明確化すべきである。	インプットの定義やレベルの分類を理解するための参考として、時価算定適用指針第 36 項から第 38 項には複数の例示を記載している。IFRS 第 13

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>レベル3の「インプット」の使用が最小限であることを何によって判断するのが明確ではないので、明らかにしていただきたい。</p> <p>「重要な影響を与える」（時価算定会計基準案第12項）について、次のように修正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定義を明確化すべきである。 • 定量的な規定を設定すべきである。 	<p>号に無い追加的な例示やガイダンスを追加することは、IFRS第13号と整合的でないとの誤解を与えるおそれがあるため、記載の追加は行わない。</p> <p>レベル3のインプットの使用が最小限であることについては、ある評価技法を用いるにあたって複数の利用可能なインプットがある場合にはレベル3のインプットが最も優先順位が低いとしており（時価算定会計基準第8項及び第11項）、説明を追加しない。</p> <p>IFRS第13号に無い追加的な例示やガイダンスを追加することにより、IFRS第13号と整合的でないとの誤解を与える可能性があることを踏まえ、修正は行わない。</p>
（第三者から入手した相場価格に関するコメント）		
24) 現行基準の取扱いを希望するとのコメント	<p>同意しません。</p> <p>第三者から入手した相場価格の利用について、現行基準の取扱い（「時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められないのであれば、継続適用を条件として、当該提供を受けた時価を金融商品の評価及び会計処理に利用することができる。」）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告 金融商品会</p>	<p>「時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められないのであれば、継続適用を条件として、当該提供を受けた時価を金融商品の評価及び会計処理に利用することができ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	計に関するQ&A)を可能とすべきである。	る」との考え方は、IFRS第13号の考え方と異なるため、時価算定会計基準や時価算定適用指針に取り込まない。
25) 手続きの明確化、例示について	時価算定適用指針案第42項の手続きの例示について、例示であることがより明確となるよう、文言を修正すべきである。	例示であることを明確にするため、時価算定適用指針第43項に、次の記載を行う。 「なお、次の手続きは例示であり、状況に応じて選択して実施する。また、記載したもの以外の手続きによることも考え得る。」
	<p>時価算定適用指針案第42項の手続きの例示は、IFRS第13号や米国会計基準にないものであり、財務諸表を作成する企業に対して、ブローカー等から評価技法の詳細やインプットの具体的な数値の入手が義務付けられているとの誤解を招く可能性があるため、修正又は削除すべきである。</p> <p>修正案として、時価算定適用指針案第42項(1)以降を一旦削除した上で、第42項(4)①から④までに掲げられている手続きに、以下の2つの手続きを加えて例示列挙することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第三者から入手した相場価格が、当該第三者と取引可能な価格か、それとも参考価格（当該第三者と取引可能でない価格）に留まるものかを確かめる。取引可能な価格であれば、相場価格としての信頼 	公開草案前の審議にて、第三者から入手した相場価格の確認手続きの例示を求める意見が多く聞かれたため、IFRS第13号には例示は含まれていないものの、時価算定適用指針案第42項に例示を加えた。それに対して、例示であることをより明確にすることや、誤解を招かないように記載の修正や削除を求める意見がある一方、より具体的な方法の記載を求

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>性が相対的に高いものとして検討する。</p> <p>✓ 第三者から入手した参考価格については、企業が自ら策定した評価技法と入手したインプットにより算出した理論値と、当該価格とを比較し検討する。</p>	<p>める意見も聞かれている。これらの意見に対して、公開草案後の審議において、実務上の運用に寄与するものとして例示を残すべきとの意見が多く聞かれたため、時価算定適用指針案第 42 項を次のように修正する。</p> <p>「第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができるとしている（第 18 項参照）。当該判断にあたっては、例えば、企業は次のような手続を実施することが考えられる。なお、次の手続は例示であり、状況に応じて選択して実施する。また、記載したもの以外の手続によることも考え得る。</p> <p>(1) 当該第三者から入手した価格と企業が計算した推定値とを比較し検討する。</p> <p>(2) 他の第三者から基準に従って算</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>定がなされていると期待される価格を入手できる場合、当該他の第三者から入手した価格と当該第三者から入手した価格とを比較し検討する。</p> <p>(3) 当該第三者が時価を算定する過程で、本会計基準に従った算定（インプットが算定日の市場の状況を表しているか、観察可能なものが優先して利用されているか、また、評価技法がそのインプットを十分に利用できるものであるかなど）がなされているかを確認する。</p> <p>(4) 企業が保有しているかどうかにかかわらず、会計基準に従って算定されている類似銘柄（同じアセットクラスであり、かつ同格付銘柄など）の価格と比較する。</p> <p>(5) 過去に会計基準に従って算定されていると確認した当該金融商品の価格の時系列推移の分析など商</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		品の性質に合わせた分析を行う。」
	<p>第三者から入手した相場価格の検証において、企業間で実務にばらつきが生じることを防ぐ観点から、より具体的な方法をわかりやすく示すべきである。</p> <p>第三者から入手した相場価格の利用について、「会計基準に従って算定されたものであると判断する場合」との要件については、以下のような適用上の課題が想定されるため、要件を満たせない場合の暫定的な取扱いの規定や、態勢準備に係る経過措置期間の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当該第三者から、評価技法やインプットの開示を受けられないケースがある • 理論価格を計算するために専用の算出ツールを使用する必要があり、システム投資や外部システムの利用料等の費用負担が発生する 等 	同上
26) 用語について	<p>「第三者」という用語について、時価算定適用指針案第 18 項において「取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が・・・」というように、具体的に列挙されている。</p> <p>このうち、「取引相手の金融機関」を第三者としていることに違和感がある。取引の相手方は、明確に当事者であり、第三者ではない。</p>	IFRS 第 13 号で使用されている用語であり誤解を生じさせる可能性は低いと考えられることから、修正は行わない。
	金利スワップの場合には、実際に取引金融機関等から入手するのは、相場価格 (Quoted Price) というよりも、観察可能な「相場価格」を基に取引金融機関等の評価技法を用いて算定された「時価」そのものと考えられるため、	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>日本語として「相場価格」を使用することに違和感がある。</p> <p>そのため、「第三者から入手した時価の利用」、もしくは「第三者から入手した相場価格等の利用」とすべきではないか。</p>	
(その他のコメント)		
27) CVA の取扱いについて	<p>非上場デリバティブ取引の時価評価にあたり、「自らの信用リスクや相手先の信用リスクを時価に反映すること (CVA/DVA) が実務上困難な場合には、重要性があると認められる場合を除いて、これらを加味しないことができる」(金融商品実務指針第 293 項) とする取扱いを継続すべきである。</p> <p>CVA (信用評価調整) が個別 OTC デリバティブの時価の一部となる点を明示していただきたい。</p>	<p>一般的な重要性の考え方は、時価算定会計基準においても適用される。また、時価算定会計基準においては観察可能なインプットを入手できない場合であっても入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしており、「実務上困難な場合」は想定されないと考えられるため修正しない。</p> <p>時価算定会計基準の時価の定義に沿った時価算定を行う上では、CVA がデリバティブの時価算定を行う上で考慮する要素となることが想定されるが、個々の取引において考慮する要素は異なる可能性があるため、個別具体的な要素を明示することは行わない。</p>
28) 取引価格と公正価値の差額より生じる損益について	時価算定適用指針案第 33 項において、「当初認識時において評価技法を用いた結果が取引価格と同一となるように評価技法を補正する必要がある」との	取引日に損益が生じるのは、当初認識時の取引価格が時価と異なる場合で

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
て	<p>記載は、いわゆる、「取引価格と公正価値の差額より生じる損益」（以下「取引日損益」という。）の認識を今後認めないよう変更したことを意図しているのか。そのような意図がないのであれば、平易かつ誤解を生じない表現に修正することが必要と考える。</p> <p>取引日損益の取扱いは、今後の金融商品会計基準の見直しの中で議論されるかどうかを確認したい。</p>	<p>あると考えられるが、時価算定適用指針第 34 項は、「取引価格が当初認識時の時価」である場合を定めており、取引価格が当初認識時の時価と異なる場合の現行の実務上の取扱いについて変更する意図はない。</p> <p>取引日損益の取扱いは、今後、金融商品会計基準の開発に着手した場合には、そのプロジェクトで検討を行うことが考えられる。</p>
29) 大量保有要因について	<p>金融商品を大量に保有する場合、一度に売却する際に生じる価格の低下については調整を行わないとされている（時価算定適用指針案第 7 項）。しかし、資産のポートフォリオの大きな入れ替えを行う場合には、強制された清算ともいえない損失が生ずる場合もありうる。このような場合に、調整が可能になるような「できる規定」をいれても良いのではないか。</p>	<p>企業による保有の特性としての大量保有要因を時価に考慮することは、IFRS 第 13 号と異なる時価の定義を定めることとなるため導入しない。</p>
30) 負債の時価について	<p>負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映するが、当該不履行リスクの変動に伴う負債の時価の変動部分を OCI 計上することを今後の金融商品会計基準の見直しの中で検討することを明示するべきである。</p> <p>負債の時価とは、「負債の移転のために支払う価格」をいう（時価算定会計基準案第 5 項）とされており、負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクを反映する（時価算定会計基準案第 15 項）とされている。ところが、</p>	<p>金融商品会計の見直しにおける議論の際に参考とさせていただく。</p> <p>国際的な整合性を図ることを目的に、不履行リスクの反映も含めて IFRS 第 13 号及び Topic 820 の負債の時価の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ある企業の債務を肩代わりする者には、その債務のキャッシュ・フローに見合ったリスクフリーの資産にその者の手数料を加えたものを提供すれば、負債は移転できると思われる。つまり、負債の時価の定義と負債の時価の算定方法が合っていない。このままの算定方法を残すのであれば、負債の時価の定義を、「負債がその保有者の間で移転する場合に支払われる価格」とすべきではないか。</p>	<p>定義と同じ定義を定めており、修正は行わない。</p>
	<p>負債に係る時価の定義については、一般的に移転を前提としないため、不履行リスクを織り込んだ出口価格を精緻に把握する意義が乏しい。</p> <p>特に金融機関の負債の大部分を占める預金については、①日本においては預金保険制度があり不履行リスクは極めて低いこと、②現下の金利情勢においては預金利率に自金融機関のクレジット・スプレッドが単純には反映されていないこと等から、不履行リスクを考慮した時価算定を行う意義は乏しい。</p>	<p>同上</p>
	<p>負債の時価算定について、時価算定会計基準案第 15 項で「負債の不履行リスクとは、企業が債務を履行しないリスクであり、企業自身の信用リスクに限られるものではない」とあるが、信用リスク以外に時価算定に反映すべき重要性のあるリスクとは、どのようなものがあるか。</p>	<p>企業の信用リスクのほかに負債の履行見込みに影響を与える可能性のあるケースとしては、例えば、履行原資があったとしても何らかの制約によって履行されない見込みのある場合（テクニカル・デフォルトなど）が想定される。</p>
31) その他	<p>「払込資本を増加させる金融商品」について、以下の点が不明瞭なので、結論の背景などへの補足が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品会計基準における「払込資本を増加させる可能性のある部分を 	<p>企業自身が発行者であり純資産の部に計上される金融商品を意味することは、「払込資本を増加させる金融商</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>含む複合金融商品」(例：転換社債型新株予約権)を含む概念か</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自社発行(負債または純資産)と保有者(資産)のどちらを想定しているか 	<p>品」という表現で伝わると考えられるため、修正していない。</p>
	<p>時価算定適用指針案は、本文の内容が概念的なものであり、「結論の背景」に取扱上の留意点が記載されているが、「結論の背景」の位置づけについて、要請事項かどうか不明確である(「本文」と「結論の背景」の適用上の強制力に差異があるかどうかを含む)。また、「結論の背景」の記載内容について、何故その規定を盛り込んだかという趣旨や理由などの記載が乏しい。</p>	<p>「結論の背景」については会計処理を定めているものではないが、基準本文の内容を理解する上で参考となる説明や、適用にあたって留意いただきたい事項を記載している。また、記載内容について趣旨や理由などを可能な限り記載している。</p>
	<p>各事業体によって計算方法の相違が生じないよう、数式ベースの統一された具体的な計算方法を示していただくことが望まれます。</p>	<p>各企業の特性或保有する金融商品の特性によって時価の算定方法は異なるため、数式ベースの統一された計算方法を示すことは困難と考えられる。</p>
	<p>IFRS 第13号は、相場価格のないものの時価算定について、将来キャッシュ・フローが約定されていないものを前提とした記載振りとなっている部分が多い印象があるが、本公開草案では相場価格のない株式等は時価算定しないため、以下のIFRS 第13号の記載を取り入れている箇所について見直しが必要なのではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 時価算定適用指針案第34項(6)①及び②の「特定の資産又は負債に固有のものではない市場におけるリスク」について →IFRS 第13号B24でのポートフォリオ理論の2種類のリスク「非シス 	<p>これらは、非上場株式のみを想定した記載ではないため削除しない。 また、説明が一部省略されているとのご指摘についても、理解が可能な範囲と考えられるため、修正は行わない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「システムティックリスク」と「システムティックリスク」の説明が省略され、IFRS 第 13 号 B25 の「資産の期待キャッシュ・フローのシステムティックリスク」を言い換えているように見受けられるが、非常に難解ではないか。</p> <p>→設例 3、4 では「市場参加者が要求するリスク・プレミアム」と言い換えているが、そもそも市場価格のない株式等は時価算定対象でなく、また債券や貸付金の場合には信用リスク (PD/LGD 等) などのプレミアム分は確率加重キャッシュ・フローに織り込み済みのため、記載の見直が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価算定適用指針案第 34 項(6)②の「当該割引率は、リスク資産の価格算定モデル (例えば、資本資産価格モデル (CAPM)) を用いて見積ることができる」 <p>→市場価格のある株式を想定した期待運用収益率 (資本コスト) 算定モデルと思われるので、適用範囲を金融商品などに限定し、かつ約定キャッシュ・フローのない非上場株式等を時価算定しない日本基準においては、必要性乏しい記載なのではないか。</p>	

(質問 6) その他の取扱いに関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(全体を支持するコメント)		
32) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメン

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		トである。
(第三者から入手した相場価格の利用に関するコメント)		
33) 対象商品について	<p>時価算定適用指針案第 24 項にて例外措置の対象を金利スワップ及び為替予約取引に限定していることについて、対象を同様の性質を有する金融商品にまで拡大する又は原則規定としてはどうか。あるいは、2つのデリバティブのみを対象としたことについて結論の背景等に説明が提供されることが望まれる。</p>	<p>時価算定適用指針案第 24 項では、時価の算定の不確実性が相当程度低いと判断される 2つの種類のデリバティブ取引に限定していた。ご指摘を踏まえ、具体的にコメントにおいて触れられており、これまでの審議においても意見のあった時価の算定の不確実性が相当程度低い為替予約に類する通貨スワップも対象とするように時価算定適用指針案第 24 項を修正する。</p>
	<p>時価算定適用指針案第 24 項の例外措置の対象を以下のとおり変更すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 投資信託のうち、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占めないファンドを例外措置の対象とする。 • 第 24 項に記載されているスワップ、為替予約以外にも、同様の性質を有する金融商品にまで対象を拡大する。 • 投資信託が日々の基準価額の策定に当たり、第三者から提供された価格をインプットの一つとして用いる場合には、価格検証について詳細な検討を不要とする。 	<p>時価算定適用指針第 24 項の対象となるデリバティブ取引に関しては 1つ上のコメントへの対応を参照いただきたい。</p> <p>投資信託の財務諸表における金融商品の時価の算定については、時価算定適用指針第 26 項の経過措置に関連し得る論点と考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(理由)</p> <p>①投資信託委託会社は価格の妥当性について責任を持って判断している。</p> <p>②情報ベンダー、ブローカーが提示している価格は、広く同種の金融商品に投資しているその他の機関投資家等でも利用されており、価格の妥当性等が確保されている。</p> <p>③実務上の困難さ。</p> <p>④算定された基準価額に基づき、投資家との間で、日々、設定・解約代金の受け渡しを行っている。</p> <p>⑤現行の実務において問題となった事例はない。</p>	
34) 対象企業について	<p>プレーン・バニラ・スワップ及び為替予約について、第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる取扱いを、金融機関以外に限定する提案について、以下の点から同意しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関であっても、これらのデリバティブ取引について必ずしも取引量が多くなく、時価の算定を自社で行っていない場合もある。 ・ 業種を問わず、重要性の観点から簡便的なものが認められると理解している。 ・ IFRS 第 13 号との差異となっている。 	金融機関以外の企業等においては、実務におけるコストと便益を比較衡量した結果、時価の算定の不確実性が相当程度低いと判断されるデリバティブ取引について当該その他の取扱いを定めることとしたものであり、修正しない。
	時価算定適用指針案の設例 2 にあるように、他の金融機関を相手先とするディーラー市場に参加できる企業か、リテール市場のみにしか参加できない企業かで区分し、リテール市場のみにしか参加できない企業には業種や金融資産及び負債の占める割合に関係なく、第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる取扱いを認めるべきである。	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(理由)</p> <p>リテール市場のみにしか参加できない企業にとっては、取引金融機関の提示する時価こそが出口価格であるからである。</p> <p>金融機関、それ以外の業種を問わず、時価の検証方法は、残高等に応じて重要性の観点から、簡便的なものが認められると理解している。このようなことが否定されないことがわかるような記載とすべきである。</p>	<p>一般的な重要性の考え方は、時価算定会計基準においても適用されるため、金融機関であっても、重要性の観点から簡便的な対応は可能である。よって、記載を追加しない。</p>
35) 要件について	<p>金融機関以外の一般事業法人が、第三者から入手した相場価格について、「公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はない」(時価算定適用指針案第 24 項)に係る判断を行う際に、困難を伴うおそれがある。</p> <p>このため、総資産に対する金融商品の占める割合等の重要性の閾値を設定し、重要性が無い場合には、金融機関以外の事業法人は第三者から入手した相場価格を検証なしで適用可能とすることとしてはどうか。</p>	<p>明らかな不整合とは、例えば、公表されているインプットの契約時からの推移に対して、入手した相場価格が逆の方向に動いている場合などの状況を想定しており、判断の際に困難を伴うものではないため、当該取扱いの修正や削除など行わない。</p>
36) その他	<p>想定している状況が不明確なため、設例等により状況を明確にいただきたい。</p>	<p>本取扱いの対象企業、対象商品、会計処理は時価算定適用指針第 24 項及び第 49 項で明らかにされていると考えられるため、設例は設けていない。</p>
(その他のコメント)		
37) その他	<p>銀行業における預金のうち要求払預金については、連結決算日に要求された</p>	<p>要求払の特徴を有する金融負債につ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなすことを継続すべきである。要求払預金は金利が短期間で市場金利を反映することにより時価が帳簿価額に近似していると考えられることから、現在価値技法等により時価を算出するコストに見合う便益はない。</p>	<p>いては、多くの場合、債権者からの要求に応じて直ちに支払われるものと考えられ、契約上、算定日において制約なく支払われる場合、算定日における時価は要求払の金額になると考えられる。一方、契約上、仮に債権者からの要求があった後、支払われるまでに一定期間を要するとされている場合、割引計算を行うこととなるが、この場合においても、一般的な重要性の考え方を適用し判断することは可能である。なお、記載の内容を明確化するため、時価算定適用指針案第 23 項及び第 46 項を修正した。</p>
	<p>非上場デリバティブ取引等の取扱いについて、特にクレジット・デリバティブについては、時価算定が困難な場合に債務保証に準じて処理する取扱いが定着しており、また適用上に様々な課題があるため、現行規定の継続を要望する。</p> <p>また、他のデリバティブ取引等についても、現在の会計基準では取得原価等による会計処理が行われている場合があるため、時価算定が行えない場合の暫定的な取扱いや、時価算定が可能となるまでの間の経過措置の設定など、</p>	<p>本公開草案では時価の算定が困難な場合を想定していないため、債務保証に準じて処理する取り扱いを削除している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	円滑な導入を実現するための手当が必要である。	
	「短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの」については、開示においては注記を省略することができる旨が規定されているが、時価算定会計基準（案）においては特段の取扱いが規定されていない。これらは精緻に時価算定を行う重要性が乏しいため、時価算定会計基準の対象外とすることを検討してはどうか。	「短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの」についても、従来から時価の算定は求められており、時価算定会計基準の対象外とはしない。 重要性が乏しいものについては、一般的な重要性の考え方を適用して会計処理することが可能である。

(質問 7) 市場価格のない株式等の取扱いに関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(全体を支持するコメント)		
38) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
(提案に同意しないコメント)		
38) 市場価格のない株式等も時価評価の対象とすべきである。	市場価格のない株式等について、取得価額をもって貸借対照表価額とするのは、適正な評価とならず、IFRS との間に差異も生じる。結果、国内外の財務諸表の比較可能性を向上させることにならない。我が国においては、相続税法に精緻な規定があるので、当該評価を取り入れるべきである。	時価算定会計基準は、どのような場合に時価で算定すべきかを定めるものではないため、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		それを時価とはしないとする従来の評価方法を踏襲し、取得原価評価としている。時価で算定すべきかについては、金融商品の評価に関する論点であり、本基準開発の対象範囲ではない。
39) 市場価格のない株式等の範囲を明確化すべきである。	<p>市場価格のない株式等の定義や範囲が必ずしも明確ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市場の定義の明確化が望まれる。市場参加者における市場の意味にするべき。 • 上場株式のうち、取引が活発でない、又は取引が停止されているなどの理由で一定期間取引されていないものは「市場において取引されていない株式」に含まれるかどうかの明確化が望まれる。 • 「等」の範囲に、どのような金融商品が含まれるのか。 	<p>IFRS 第 13 号上も「市場」を定義していないことから、「市場」の定義は設けない。</p> <p>金融商品会計基準第 19 項の市場価格のない株式の定義において「市場価格のない株式とは、市場において取引されていない株式とする。」としており、一定期間取引されていない場合であっても、市場価格のない株式には含まれない。</p> <p>なお、仮に上場株式など市場において取引されているものの実際の売買事例が極めて少ない株式を市場価格のない株式に含めた場合、「売買事例が極めて少ない」場合と時価算定会計基準第 13 項における「取引の数量</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>又は頻度が著しく低下していると判断した」場合との関係性が不明確となり、市場価格のない株式の範囲が不明確になるおそれがあることから、市場において取引されているものの実際の売買事例が極めて少ない株式は、市場価格のない株式には含めないことが適切であると考えられる。よって、公開草案からの修正はしない。</p> <p>また、私募の不動産投資信託の受益証券及び投資証券については、時価算定適用指針第 26 項の経過措置の間は改正前の金融商品実務指針第 62 項の取扱いを踏襲することとなるため、改正前の取扱いは許容されることとなる。</p>
40) 不動産私募ファンド等について	<ul style="list-style-type: none"> 「不動産私募ファンド（不動産を投資対象とする出資等）」は、従来通り市場価格のない株式等を含めるべきである。 時価算定会計基準において時価評価の対象にならない資産を主な組み入れ資産とする事業体への投資も含めるべき 	同上
41) 民法上の組合について	民法上の組合等に対する出資金について、次の意見が聞かれている。	民法上の組合等への出資金の会計処

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品実務指針第 132 項によれば、民法上の組合等に対する出資金の貸借対照表価額は、構成資産が何であるかを問わず、組合等の財産の持分相当額となることから、すべて市場価格のない株式と同様の取扱いとすることが適切と考えられる。 金融商品会計基準案第 19 項の文言および表現に関し、以下の事項の修正の必要性について検討が必要と考えられる。 市場価格のない株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。市場価格のない株式とは、市場において取引されていない株式とする。また、出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものは、同様の取扱いとする。なお、民法上の組合等において、<u>おける構成資産が主にのうち</u>、市場価格のない株式及び出資金などである場合についても、同様の取扱いとする。これらを合わせて「市場価格のない株式等」という。 	<p>理は、金融商品実務指針第 132 項で定められており、時価をもって貸借対照表価額とすることは求められていないため、コメントを踏まえ、金融商品会計基準案第 19 項の市場価格のない株式等から除外する。</p> <p>なお、これまでの審議において、組合は既に持分相当額を取り込む会計処理を行っているため、時価を開示する必要はないとの意見や時価の算定対象が出資そのものなのか構成要素なのか不明確であり投資信託と同様の論点が生じるとの意見が聞かれたことから、時価算定適用指針第 26 項に定める投資信託の取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすると経過措置を設けることとする。当該期間中は時価の注記に代えて、その旨および貸借対照表計上額を注記することができることとする。</p> <p>これらの変更について、金融商品会</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		計基準案第 19 項及び第 40-2 項並びに金融商品時価開示適用指針案第 5 項を修正し、時価算定適用指針第 27 項を追加した。
42) 市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品について	非公開会社が発行する新株予約権や転換社債型新株予約権付社債などの市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品が市場価格のない株式等に含まれるのか明確にする必要がある。	金融商品会計基準第 19 項における定義により、市場価格のない株式等は、株式又は出資金などに限定され、たとえ、市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品であっても、デリバティブや債券等が市場価格のない株式等に含まれることはない。よって、修正を行わない。
43) 時価の把握が困難な債券について	デリバティブが内包された仕組債など、時価の把握が困難な債券についても取得原価をもって貸借対照表計上額とする取扱いを継続すべき。	時価算定会計基準においては、時価を把握することが極めて困難な場合は想定されないことから、時価を把握することが極めて困難な債券についても債権の貸借対照表価額に準ずる取扱いを削除した。
(その他)		
44) その他	市場価格のない株式等については金融商品会計基準案で時価評価の対象から除外し、また、不動産は時価算定会計基準案の対象に含めないとしつつ、市	時価算定会計基準では全ての金融商品について時価が算定できることを

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>場価格のない株式等や不動産に連動するデリバティブやアセットバック商品については金融商品会計基準案で時価評価の対象としている点について、整合性がないと考える。</p> <p>一部の注記を採用していない中で、評価に不確実性を伴う時価を測定に用いるという点につき、財務情報としての有用性、追加開示の必要性の観点から懸念がない旨の検討が必要であり、その検討経緯は結論の背景に明記すべきと考える。</p>	<p>前提としているが、どのような場合に時価で算定すべきかを定めるものではないため、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としてもそれを時価とはしないとする従来の評価方法を踏襲し、取得原価評価としている。</p> <p>一部の注記については情報の有用性と作成コストを考慮し開示を求めないこととしており、その検討経緯は金融商品時価開示適用指針第 39-2 項からの第 39-19 項に結論の背景として説明されている。</p>
	<p>市場価格のない株式等についても時価の理論値を実務上算出して利用しているケースもあるため、現行行われている実務を否定しないような記載振りとしていただきたい。</p>	<p>改正前の金融商品実務指針においては、市場価格のない株式については、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能であったとしても、それを時価とはしないものとされており、金融商品会計基準案では、当該考え方を踏襲している。</p>
	<p>従来、「時価を把握することが極めて困難」とされていた金融商品については、</p>	<p>時価を把握することが極めて困難と</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	適用開始時点から一律に時価評価の対象とするのではなく、例えば、時価算定が行えない場合の暫定的な取扱いや、時価算定が可能となるまでの間の経過措置の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要と考える。	判断されていた金融商品とそれ以外の金融商品で時価の算定のプロセスは異ならないと考えられるため、特段経過措置を設けることはしない。
	理由を論理的に説明しようとしているが、時価を把握することが極めて困難な有価証券は存在しないという立場であるにもかかわらず取得原価による評価が認められており、却って不合理な説明となっている。単に、従来の考え方を踏襲した例外規定とした方がわかりやすい。	時価算定会計基準では全ての金融商品について時価が算定できることを前提としているが、どのような場合に時価で算定すべきかを定めるものではないため、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としてもそれを時価とはしないとする従来の評価方法を踏襲し、取得原価評価としている。
	実質価額で貸借対照表上に計上する場合は、レベル別の開示を義務付けるべきという意見があり、金融商品会計基準を改正する際に、現状では解釈に幅があると思われる実質価額の定義と併せて検討していただきたい。一方、金融商品会計基準の改正に伴って、市場価格のない株式等を時価評価するという方向で時価算定会計基準が再改正されると、関係者の混乱を招くことを強く懸念する意見もあり、無用な時価算定会計基準の再改正がない様に、金融商品会計基準の議論を進めていただきたい。	市場価格のない株式等の評価の見直しに関しては金融商品の分類及び測定に関する論点であり、時価算定会計基準の対象範囲ではない。仮にIFRS 第9号の規定を取り入れた場合、市場価格のない株式について時価評価が求められ、結果としてレベル3の追加的な開示を求められる可

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		能性があるが、それらも含めて金融商品会計基準の開発に着手した場合には、そのプロジェクトで検討を行うことが考えられる。
	『時価の算定に関する会計基準（案）』等の公表』の8頁に、「市場価格のない株式等に含まれないもの」と記載があるが、これは、これまでの「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」のうち、今回「市場価格のない株式等」とされたもの以外を指すという理解でよいか。	これまで時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価で貸借対照表価額としていたものうち、金融商品会計基準第19項における「市場価格のない株式等」に含まれないものを指している。

(質問8) 開示に関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(全体を支持するコメント)		
45) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
46) 四半期の取扱いに同意する。	事業運営に重要な項目で、かつ、前年度末と比較して著しく変動している場合、金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、レベル1～レベル3の時価についてそれぞれの合計額を開示する提案に同意する。 ただし、年度決算の開示項目である以上は、状況は常に把握しているはずであり、前年度末と比較して著しく変動した異常時には、それぞれの合計額は	本公開草案の提案を支持するコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	当然として、より詳細な情報を開示する様に規定すべきであるという声も少なくはなかった。	
(開示項目に関するコメント)		
47) 企業の種別について	<ul style="list-style-type: none"> • 事業体の規模や特性に応じて、開示の簡便的な取扱いの設定を要望する。 • 非金融業者、非継続開示会社（上場会社の子会社等を含む。）、協同組織に対して本基準を取り入れることには同意しない。 • 事業体の規模や特性に応じて開示項目を求めるか否かを定めるべきである。一般事業会社などにおいて、重要性の乏しい金融商品のみしか保有していない場合には注記を行わないことを容認するなど、柔軟な対応を可能とすべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 財務諸表利用者が少数かつ限定的であると考えられる会社にまで本会計基準の開示要求を適用することには、コストに見合う十分なベネフィットが存在しないものとする。 • 金融商品のレベル分け、更にはその調整表等を作成するには、十分な知識、実務の集積が求められ、かつ膨大なコストが発生することが見込まれる。 • 国際的な財務諸表の比較可能性の向上を追求する必然性のない協同組織金融機関の財務諸表利用者にとって、詳細で専門的にすぎる開示は、むしろわかりにくく混乱を招きかねない。 	<p>次の理由により、修正しない。</p> <p>(1) 公開草案前の審議において、金融業と非金融業で開示を分けることの検討を行ったが、非金融業であっても様々な金融商品を持っている可能性があり、企業の外形的な特徴により開示要否を判断することは適切ではないとの意見が多く聞かれ、採用していない。</p> <p>(2) 企業は、それぞれの開示項目について重要性を判断し、重要性が乏しいと認められるものは注記を省略することができるとしており、必ずしもすべての開示項目について注記することが想定されているわけではない（金融商品時価開示適用指針第 39-4 項）。</p> <p>(3) 基本的には IFRS 第 13 号の開示項</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>目との整合性を図っているものの、一部の開示項目についてはコストとベネフィットを考慮して採り入れていない（金融商品時価開示適用指針第 39-3 項）。</p> <p>(4) 定量的開示は、「基本的に表形式で表示することが想定されるものの、他の様式の方が適切な場合には当該様式による注記を妨げるものではない」としており（金融商品時価開示適用指針第 39-6 項）、適切と認められる場合は簡便的な開示も可能である。</p>
	<p>IFRS 第 9 号と IFRS 第 13 号は密接不可分の関係にあるため、どちらかを先行して開発するのではなく、両者を同時に検討すべきである。特に開示については、IFRS 第 9 号の取り込み結果次第では、実務的な混乱が予想されるため、仮に IFRS 第 13 号の定めを先行して取り込むとしても、今回の検討の対象からは外すべきである。</p>	<p>仮に IFRS 第 9 号の規定を取り入れた場合、非上場株式会社について時価評価が求められ、結果としてレベル 3 の追加的な開示を求められる可能性があるが、それらも含めて金融商品会計基準の開発に着手した場合には、そのプロジェクトで検討を行うことが考えられる。それ以外の点では、特段、IFRS 第 13 号との整合性を図る取り組みを</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	投資信託の財務諸表において、レベル別開示、特にレベル1、レベル2の時価を注記すること、又、レベル3に係る調整表を作成、記載することについては、適用除外として頂きたい。	先行することに重要な支障はないと考えられる。 投資信託の財務諸表における注記は、別記事業の取扱いによるため、修正しない。
48) 開示を求めないとした開示項目(8)及び(9)について	開示項目(8)及び(9)について一定の有用性は認められる(金融商品時価開示適用指針第39-18項)とのことから、重要性がある場合には追加情報として開示することが考えられる旨を結論の背景に記載してはいかがか。	追加情報は、各企業において利害関係者が適正な判断を行うために必要と認められる場合に注記するものであるため、修正は行なわない。
	レベル1の時価とレベル2の時価の間の全ての振替額と振替の理由について記載しないと、レベル間のすべての振替額が網羅されていないことになる。	レベル1の時価とレベル2の時価との間の振替については、情報の有用性と作成コストの観点から検討した結果、追加しないこととしている(金融商品時価開示適用指針第39-17項)。
	IFRSと整合的に開示項目(9)そのもの又は同等の有効性がある別の注記を求めるべきである。	開示項目(9)については、一定の有用性は認められるものの、「合理的に考え得る代替的な仮定」の設定が財務諸表作成者に委ねられているほか、個々の仮定の相互関係の設定が困難であり有用性が限られること、また、財務情報とすべきものであるのか、非財務情報とすべきものであるか判断が難

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>金融危機などの異常時には、レベル1とレベル2の移動が急増したことを開示項目(8)から、レベル3の金融商品を大量に保有する金融機関などの財務諸表の不確実性を開示項目(9)から容易に把握できるであろう。利用者のニーズと作成者の負担のバランスが取れた開示項目の決定は難しい問題ではあるが、開示量の増加を恐れずに、平常時だけでなく異常時にこそ有効な開示がなされる様に、開示項目の規定を工夫していただきたい。</p>	<p>しいことから、追加しないこととしている（金融商品時価開示適用指針第39-18項）。</p> <p>上2つの回答を参照いただきたい。</p>
49) その他	<p>本公開草案においては、「適用する評価技法等を変更した場合の会計上の見積りの変更の取扱い」について、年度決算と四半期開示において不整合が生じるおそれがある。すなわち、年度決算においては、時価算定会計基準案第10項等において、「変更の旨及び変更の理由」の注記が求められているのに対し、四半期開示では企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）第19項(4)が適用され、「会計上の見積りの変更の内容及び影響額」の注記が求められることになると考えられる。四半期開示において、評価技法等に変更があった場合には、年度決算に準ずる対応を行い、四半期会計基準第19項(4)に準じた対応は不要とすることを検討すべきである。</p> <p>時価算定会計基準案19項の「その変更の内容について注記する」というのは、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）第10項(会計基準等の改正に伴う</p>	<p>評価技法又はその適用の変更の注記に関して、年度決算では、IFRS第13号と同様に影響額の注記は不要としている。公開草案では、四半期決算における取扱いが記載されていないが、年度決算と整合性を図り影響額の注記を不要とする修正を行う。</p> <p>時価算定会計基準第10項に準じた注記を意図したものである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>会計方針の変更(1)、(2)及び(3)に定められる事項を注記するということか、もしくは、同第 18 項（会計上の見積りの変更）に基づく注記をするということか確認したい。</p>	
	<p>今回の意見募集の対象ではないが、注記で時価評価が求められている賃貸等不動産についても、注記を不要とすべきである。</p>	<p>賃貸等不動産の注記に関しては本公開草案の対象範囲外である。</p>
	<p>開示項目「(6) 企業の評価プロセスの説明」については、今般の米国会計基準の改定において、コスト・ベネフィット分析の結果、記載が削除されており、平仄を合わせ削除すべきと考える。</p>	<p>開示項目(6)については、企業における時価算定の主観性の程度を評価するのに役立つと考えられるため、注記を求めることとしたものであり（金融商品時価開示適用指針第 39-14 項）、修正は行わない。</p>
	<p>金融商品時価開示適用指針案第 5-2 項に「ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる」とあるが、その他の金融商品に関する開示項目やその内容についても、コスト・ベネフィットの観点から、個別企業における重要性の視点が尊重されることが必要である。</p>	<p>一般的な重要性の考え方は全ての開示項目に適用される。金融商品時価開示適用指針案第 5-2 項では、それを強調しているものである。</p>
	<p>金融商品時価開示適用指針案第 39-4 項で、「時価算定における不確実性の大きさを勘案したうえで、」との文言があるが、その趣旨が判明するように修正又は説明の提供をすることが考えられる。</p>	<p>コメントを踏まえ、金融商品時価開示適用指針案第 39-4 項を次のように修正した。</p> <p>「企業は、注記の対象となる金融商品について、貸借対照表日現在の残高のほか、時価算定における<u>の見積りの不</u></p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>確実性の大きさを勘案したうえで、当期純利益、総資産及び金融商品の残高等に照らして、注記の必要性を判断することになるものと考えられる。」</p>
	<p>市場価格のない株式の取扱いにかかわらず、IFRS 第 13 号と同様となるよう、以下のような場合についても注記することを求めることが適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上場廃止等により市場価格のない株式となった場合 • 上場に伴い、市場価格のない株式から市場価格がある株式となった場合 	<p>市場価格のない株式等に関しては、その概要及び貸借対照表計上額を注記するため（金融商品時価開示適用指針第 5 項）、残高の増減を把握することが可能である。また、上場や上場廃止など、一般的に発生頻度が高いとは限らない事象について、市場価格のない株式とレベル 1 もしくは 2 との振替について、我が国固有の開示を定める程の重要性は乏しいと考えられる。</p>
	<p>金融商品時価開示適用指針案第 39-13 項における「未実現損益」は、「損益」または「評価損益」とすべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、金融商品時価開示適用指針案第 39-13 項及び開示例「3. 金融業」の「未実現利益」を「評価損益」に修正した。</p>
	<p>レベル 3 の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響の注記を求めないこととした理由について結論の背景に追加的な説明の記載を検討いただきたい。</p>	<p>当該開示項目に関する審議の概要を纏めた金融商品時価開示適用指針第 39-18 項において、当該開示項目の注記を求めないこととした理由のうち、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>四半期財務諸表での開示について、簿価が著しく変動した場合でも同程度に時価が変動した場合は、開示不要にすべきと思います。</p> <p>一方で、簿価はあまり変動しなくても時価と簿価の差額が著しく変動した場合には、開示を求めるのが利用者にとって有用と考えます。</p>	<p>審議にて議論された主なものには触れていると考えられるため、修正しない。</p> <p>四半期財務諸表においては、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものを開示すべきと定めており（四半期適用指針第80項）、企業は財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性に応じて開示するか否かを判断する。</p>
(開示例に関するコメント)		
50) 開示例について	<p>金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の記載については、一般的な開示例が示されているものの、企業間で実務にばらつきが生じる可能性があるため、より詳細な例を示してほしい。</p> <p>(理由等)</p> <p>企業間で実務にばらつきが生じ、同じ金融商品であっても時価に差異が生じるなど、結果的に国内の企業間における財務諸表の比較可能性が低下する懸念がある。</p> <p>証券管理システムの開発が必要となる可能性があるなど、実務に影響がある。</p>	<p>開示例は本会計基準の各開示項目の理解の参考のために示しているものであり、全ての資産または負債について網羅的に時価の算定方法や開示の詳細を示すことを目的としていないため、修正は行わない。</p>
	「2. 製造業 2. 金融商品の時価等に関する事項」について、現金及び預金に	現金に関しては一般的に簿価と時価

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>関して注記を省略しているが、預金については「預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。」との記載がある一方、現金についての説明が記載されていない。</p>	<p>が一致するため、金融商品の時価に関する注記を省略することができるよう金融商品時価開示適用指針第4項の文章及び開示例を次のとおり修正した。</p> <p><金融商品時価開示適用指針 第4項(1)></p> <p>原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、<u>現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの</u>については、注記を省略することができる。</p> <p><金融商品時価開示適用指針 開示例 P3></p> <p>また、<u>現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。</u></p>
	<p>「2. 製造業 2. 金融商品の時価等に関する事項（注3）金銭債権及び満期が</p>	<p>今回の改正は時価に関する開示に限</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ある有価証券の連結決算日後の償還予定額」について、「現金及び預金」の記載を省略することが考えられるのではないか。	定して行っており、原則として、その他の開示の定めについて変更は行わない。
	「2. 製造業 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (1) 及び (2)」の表中、デリバティブ取引について、貸借対照表の表示科目への調整ができるよう（金融商品時価開示適用指針案第 39-5 項）、科目名を脚注等において記載すべきである。	デリバティブ取引を資産又は負債のそれぞれに区分して開示する例に修正し、表中で貸借対照表の表示科目（「デリバティブ取引」）まで示す。なお、開示例は、金融商品時価開示適用指針で示された内容について理解を深めるために示された例示であり、デリバティブ取引に関する資産、負債の表示は企業によって様々であるため、記載内容については、その実情に即して適切に行うことが考えられる。
	「2. 製造業 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (1) 及び (2)」の表中、連結貸借対照表計上額の記載があるが、金融商品時価開示適用指針案では求められていない開示項目であり、また開示する意義に乏しいため、開示例から削除すべきである。	貸借対照表計上額の記載は金融商品時価開示適用指針案で求められていないため削除する。
	「3. 金融業 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (2)」について、従来の開示例から下線部分に変更されているが意図を説明すべきである。 ① 営業貸付金	金融商品時価開示適用指針の改正は、時価算定会計基準の公表に伴い、時価のレベル及び時価の算定に用いた評価技法及びインプットの開示を追加

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>現行：貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価とする。を用いた割引現在価値により時価を算定している。</p> <p>② 銀行業における預金</p> <p>現行：要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしている支払が要求される可能性のある最も早い日から、当該支払われる金額を割り引いて現在価値を算定している。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算出している。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いている市場金利を用いており、算定された時価はレベル2の時価に分類している。</p>	<p>している。そのため、追加した開示項目の内容を理解するうえで参考となる開示例として、時価算定会計基準と整合的な評価技法及びインプットの内容並びに時価のレベル判定に関する情報に焦点を当てた記載とした。</p>
	<p>金融業の開示例において、「現金及び預金」及び「銀行業における預金」について注記を省略する設例としてはどうか。</p>	<p>本開示例では「短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについて、注記を省略することができる」ことの例として一部の金融商品を対象とした場合の例を示しているものであり、対象となる可能性のある全ての金融商品について明示することを目的としていない。</p>
	<p>デリバティブ取引について、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する</p>	<p>「金融商品の時価のレベルごとの内</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>る事項」においては、ヘッジ会計の適用有無で残高を切り分ける必要はないという理解でよいか。</p>	<p>訳等に関する事項」では、適切な区分に基づき注記する（金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)）としており、ヘッジ会計の適用有無で残高を区分することを求めているわけではない。</p>
	<p>開示例で投資信託に関する記載がなされているが、暫定的なレベル区分を行っている旨を追記すべきではないか。</p>	<p>投資信託の取扱いに関しては今後検討することとしているため、開示例からも削除する。</p>
	<p>開示例において、「住宅ローン担保証券」を切り出して表示しているが、表示科目の内訳は、実態に応じて適宜区分するという理解でよいか。</p>	<p>「適切な区分に基づき注記する」（金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)）としており、ご理解のとおりである。</p>
	<p>「現金及び預金」のレベル別の時価の表について、レベル1の残高がないが、現金はレベル1だと思われる。</p>	<p>現金については開示を求めないこととし、開示例のうち「時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債」の表における「現金及び預金」を「預金」に変更する。</p>
	<p>「営業貸付金」のレベル別の時価について、「レベル2」と「レベル3」の時価が記載されているが、「レベル2」に該当する営業貸付金は一般的ではないのではないか。</p>	<p>開示例は開示項目を理解する上での参考として記載しており、個別の金融商品の一般的なレベル区分を示すものではない。</p>
	<p>「有価証券及び投資有価証券」の記載について、レベル2の時価の説明で、</p>	<p>表中でレベル 2 とレベル 3 があるこ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれる」とあるが、住宅ローン担保証券はレベル3にも存在するため、「主に地方債、社債、および住宅ローン担保証券の一部がこれに含まれる」とすべきではないか。</p>	<p>とが分かるため、修正しない。</p>
	<p>「銀行業における預金」の記載の中で「定期預金」が出てくるが、「定期預金」は預金種別の名称であり、「要求払預金」の対義語は「定期預金」と「定期積金」をあわせた「定期性預金」であるため、「定期性預金」とすべきである。</p>	<p>開示例では多数ある金融商品の中から一例として定期預金を取り扱っており、考えられる金融商品を網羅的に記載することを意図していない。</p>
	<p>「購入」、「売却」、「発行」及び「決済」の意味が不明確であるため補足説明をいただきたい。</p>	<p>時価がレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表における「購入」、「売却」、「発行」及び「決済」は、金融商品の取引における一般的な言葉として用いており、各企業において想定する取引に大きな差は無いと考えられることから、本開示において詳細な定義は設けていない。</p>
	<p>減算項目の表記が「(XXX)」と「△XXX」の2種類あるため、平仄を合わせていただきたい。</p>	<p>コメントを受けて、減算項目の表記を「△XXX」に統一する。</p>
	<p>調整表について、開示例では「当期損益 (P/L)」と「その他の包括利益 (OCI)」の合計を「当期の利益又は損失合計」と表記しているが、適切な表現ではない。</p>	<p>調整表のうち「当期の利益又は損失合計」の行は、「当期の損益又はその他の包括利益」に修正する。</p>
	<p>調整表について、住宅ローン担保証券の開示例では評価差額全額を「その</p>	<p>本開示は、評価差額のすべてを「その</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>他の包括利益」に計上したものと思われるが、評価差額のうち繰延税金負債（資産）に該当する部分の法人税等調整額は、「当期の損益」とすべきではないか。</p>	<p>他の包括利益」に計上している場合の例を示している。</p>
	<p>表の一番下にある「連結貸借対照表日において保有する金融資産又は金融負債について純損益に計上された当期の評価損益」は、「当期の純損益に計上した額」の内書きとした方がよいと考える。</p>	<p>当期の損益の内訳であることを明確にするため、項目のタイトルを「当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益」に修正する。</p>
	<p>調整表の表示順番として、「期首残高」から「期末残高」へ時系列に沿って記載すべきと考える。</p>	<p>調整表の表示順は時系列に沿うものではない（取得、売却などは一時点に発生するものではない。）ものの、レベル間の振替を会計期間の末日に行うことを前提していることがイメージしやすいよう、「レベル3の時価への振替」及び「レベル3の時価からの振替」の記載場所が「期末残高」の直前に来るように順番を変更する。</p>
	<p>「製造業(1)」の開示例を削除することに反対である。「製造業(1)」は、重要度の高い金融商品を保有していない企業を念頭においた開示例であると理解しており、本件後も例示すべきである。</p>	<p>今回の改正に関して追加される項目は「製造業」（従来の「製造業(2)」にあたるもの）で示している内容と大きく変わらないことから、「製造業(1)」</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>開示例のうち「重要な観察できないインプットに関する定量的情報」について、主な観察できないインプットとして、「株式オプションの株式ボラティリティ」の記載があるが、この例示は取引所取引ではなく店頭取引のボラティリティを想定しているという理解でよいか。もし取引所取引のオプション価格から求まるインプライド・ボラティリティを用いていることを想定している場合には、レベル3だと違和感がある。</p> <p>レベル3の調整表におけるレベル間の振替について、実務運用に資するための設例の追加が必要である。</p>	<p>は設けないこととしており、情報量の不足等を理由として、従来の「製造業(1)」を削除したわけではない。</p> <p>当該開示例では、あくまでもレベル3の時価の金融資産又は金融負債の一例として株式オプションを用いており、ここでのボラティリティはヒストリカル・ボラティリティを想定したものである。</p> <p>金融業以外の企業では、レベル3の時価に分類される金融商品を保有するケースはあまり多くないと考えられるため、製造業の開示例はレベル3の時価に分類される金融商品を保有していないことを前提とした。</p> <p>レベル3の時価に分類される金融商品を保有している場合は、金融業の開示例を参照することになる。</p>
(期首残高から期末残高への調整表に関するコメント)		
51) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
52) 純額表示に同意しない。	「購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める」という	購入、売却、発行及び決済の内訳に関

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>提案には同意できない。それぞれの発生事象の情報を把握することには意義があり、純額表示では情報量が著しく減少するためである。純額表示の容認規定がデファクトスタンダード化してしまう危険性が高い。</p>	<p>しては、審議において、総額表示では期末時点でレベル 3 となる金融商品を確認させた後にその金融商品の期中の動きを把握することが必要になるが、一般的に行われているリスク管理の実務では利用していない情報を集めることになり、新しい業務プロセスを構築することになるので、大きなコストがかかるとの意見があり、その作成コストと便益のバランスを踏まえた結果、これらの純額を示すこともできるとしたものである（金融商品時価開示適用指針第 39-11 項）。よって、修正は行わない。</p>

(質問 9) 適用時期及び経過措置に関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(適用時期に関するコメント)		
53) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
54) 金融商品に関する会計基	財務諸表作成者にとって実務上の手数が少なくなり、一定の準備期間を設け	仮に IFRS 第 9 号の規定を取り入れ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>準の改正と同時に適用すべきである。</p>	<p>ることができるため、金融商品会計基準の適用時期に合わせるべきと考える。</p>	<p>た場合、非上場株式について時価評価が求められ、結果としてレベル 3 の追加的な開示を求められる可能性があるが、それらも含めて金融商品会計基準の開発に着手した場合には、そのプロジェクトで検討を行うことが考えられる。それ以外の点では、特段、IFRS 第 13 号との整合性を図る取り組みを先行することに重要な支障はないと考えられる。</p>
<p>55) 適用時期の延期を求める。</p>	<p>基準の理解、実務の構築、監査法人との協議、社内の態勢整備、システム対応などの準備期間を確保するために、適用時期の延期を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適用時期は、「2021 年 4 月 1 日以後開始する年度の期首から」又はそれより遅くすることを検討していただきたい。 • 2021 年 3 月期からの適用でも早急すぎ、適用延期を強く要望する。 • 適用日は基準完成から 2 年以上は先とすべきである。 • 十分な準備期間（少なくとも 2 年）を要する。 • 適用時期としては尚早であり、同意しない。 • 少なくとも、1 年は後ろ倒し（2021 年度期首から適用。2021 年度末からも可能とする）してほしい。 • 強制適用時期は少なくとも 1 年延期すべきではないか。 	<p>システムの開発やプロセスの整備及び運用までを含めると十分な準備期間が必要であるとの意見や、原則ベースの定めが多く、実務上の運用をどうするか検討するのにより時間がかかるとの意見を考慮し、適用時期を 2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用とする。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
56) その他	適用時期の設定については、一律に設定するのではなく、事業体の規模や特性に応じて、また、関係者へのヒアリングの実施等を踏まえた上でご検討いただきたく存じます。	同上
	有価証券の売買等の管理の実務を考えると、年度の開始時から継続的な記録が必要であり、年度末のみ開示することにより、財務諸表作成者の負担を大幅に軽減するとは考えられないため、「平成33年(2021年)3月31日以後に終了する年度の年度末からの適用」とする必要はないと考えられる。	同上
(第三者から入手した相場価格の利用の経過措置に関するコメント)		
57) 経過措置期間中の開示について	第三者から入手した相場価格の利用の適用開始時期にかかる経過措置の対象期間においては、当該経過措置の対象商品についてその時価がどのように算定されているかの判断が要求されていない以上、金融商品時価開示適用指針案第5-2項の開示を不要とすべきか検討する必要がある。	適用時期を延期することを踏まえ、当該経過措置は削除する。
58) その他	重要性が低い場合についても高いレベルの検証を求めるがために、適用を延期するようなことであれば、本末転倒である。	質問6の検討の際に参考とさせていただいた。
	「第三者から入手した相場価格」の利用については、適用上に大きな課題があるため、例えば、要件を満たせない場合の暫定的な取扱いの規定や、態勢準備に係る経過措置期間の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要と考える。	時価算定適用指針第43項に記載している第三者から入手した相場価格の確認手続を、例示を修正するとともに、状況に応じて選択するものであること、また、記載したものの以外の手続によることも考え得ることを明示し、実務上の便宜に資するよう対応を図っている。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(投資信託の経過措置に関するコメント)		
<p>59) 時価のレベル分類及び開示を改正まで延期すべきである。</p>	<p>投資信託の時価の算定に関して現行の取扱いを踏襲しつつ、便宜的な時価のレベルの分類を定めているが、便宜的な時価のレベル分類は会計実務上の混乱を生じさせるおそれがあるため、投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正されるまで、時価のレベルの分類及び開示は延期すべきである。</p>	<p>コメントを踏まえ、経過措置の対象となる投資信託について、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項の注記を求めないこととし、その旨及びレベル分類を行っていない投資信託の貸借対照表計上額を注記することとする。時価算定適用指針第 26 項を次のように修正した。</p> <p>「 第 25 項の定めにかかわらず、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正するとともに、当該改正に関する適用時期を定めることとする。当該改正を行うまでの間は、会計基準の公表に伴う 2019 年 7 月 4 日改正の直前の金融商品実務指針第 62 項の取扱いを踏襲し、投資信</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることができる。</p> <p>また、当該経過措置を適用した投資信託について、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項の注記は要しない。当該注記を行わない場合、当該投資信託について、その旨及び貸借対照表計上額を第 5-2 項(1)の注記に併せて注記する。」</p>
<p>60) 時価の便宜的なレベル分類は削除すべきである。</p>	<p>提案によると、市場価格がなく算定日において基準価格で無条件に解約可能でない投資信託はレベル 3 の時価に分類されることになるが、IFRS 第 13 号を適用した場合と異なる結果となる可能性があり、国際的な会計基準との整合性を図るといふ取組みの趣旨に反する。投資信託に関する便宜的な分類は削除し、会社の判断に任せることとしていただきたい。</p>	<p>同上</p>
	<p>基準価格を時価とする投資信託について、裏付資産の評価のインプットを基準価格におけるインプットとみなして、裏付資産の時価のレベル分類に基づ</p>	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>き時価のレベル分類の判定を行う方法も容認することを提案する。</p>	
<p>61) 時価の便宜的なレベル分類のルールを修正すべきである。</p>	<p>「無条件に解約可能」(時価算定適用指針案第 27 項(2)) について、修正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実務上、信託約款において、取引所の取引停止等やむを得ない事情がある場合には解約請求の受付の中止が可能とされる等、実際には発生する可能性が非常に低い事象を想定した規定が存在するケースが多くある。このため、仮に便宜的に時価のレベルの分類を定める場合には、例えば、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能」との文言を、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で原則として解約可能」のような文言に修正すべきである。 • 「無条件に解約可能」の意味が明確でないなど、現在の記載ぶりでは実務に混乱を生じさせる可能性が懸念される。 • 「算定日において基準価格で通常の期間内に解約可能」(「無条件に」を「通常の期間内に」) というような記載などにすべきである。 	<p>同上</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 「当該投資信託の設定取引又は解約取引が活発か否かに応じてレベル 1 の時価又はレベル 2 の時価に分類する」(時価算定適用指針案第 27 項(2)) とされているが、設定取引又は解約取引が活発かどうかは保有者の立場では把握できない情報であり実現可能性が乏しい。 • 「当該基準価格を時価とする場合は、当該投資信託の設定取引又は解約取引が活発か否か判断できない場合には、レベル 2 の時価に分類する。」とすべきである。 	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
62) 投資信託の範囲について	<p>投資信託のように投資家が拠出した金銭を運用する商品は、合同運用指定金銭信託、投資事業有限責任組合向けの出資、その他の様々なファンド商品など多岐にわたるため、当経過措置の対象となる「投資信託」の範囲を明確にすべきである。</p>	<p>投資信託については現状の金融商品実務指針において、特段定義なく利用されており、改めてここで定義やその範囲の明確化は行わない。</p>
	<p>投資信託のように、投資家が拠出した金銭を運用する商品は、多岐にわたる。これらは、いずれも、投資信託と同様に「第三者から入手した相場価格」を時価として使用する必要があるため、投資信託とあわせて検討する必要があると考える。このため、別途検討を行う対象は投資信託に限定すべきではなく、所謂「ファンド」全般とすべきである。</p>	<p>同上</p>
63) 今後の検討について	<p>投資信託の時価評価について、Topic 820 の実務上の便法の取扱いを、時価算定会計基準案にも取り込み、NAV を使用して時価評価を行った投資については、レベル分類の対象外とすることを提案する。</p>	<p>時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて投資信託の取扱いを検討する際に参考とさせて頂く。</p>
	<p>投資信託の取扱いについては、保有金額の大きさ、収益への影響、運用対象、運用手法の多様性等を踏まえ、時間をかけた慎重な議論を要望します。</p>	<p>同上</p>
	<p>まず、概ね1年かけて検討する投資信託の時価の算定において、私募投信の開示規定を詳細に検討していただきたい。例えば本来はレベル3として扱うべき複雑な私募投信が一律にレベル2として扱われる様になると、私募投信を大量に保有する金融機関などの実態を正確に把握できない危険性があるためである。</p> <p>また、作成者からの意見や確認の多かった項目については、「コメント対応表」での回答だけでなく、可能な限り明確な回答を各種の実務指針に反映すべきである。</p>	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
64) その他	<p>時価算定適用指針案第 27 項の第 1 段落は、「適用指針」と「結論の背景」は、明確に分けて記載することが適切である。</p>	<p>ご指摘の箇所については、会計基準利用者に対する分かり易さの観点から、あえて会計基準本文に説明も含めて記載したものである。</p>
	<p>投資信託の経過措置の結論の背景に、証券投資信託の受益証券で基準価格が公表されていないものであっても、当該証券投資信託の運用する金融資産又は金融負債の時価に基づき取引されるものについては、市場価格のある有価証券に該当すると考えられる旨（現行の金融商品会計基準第 82 項の考え方）を記載する必要がある。</p>	<p>時価算定適用指針第 26 項の記載を修正し、改正前の金融商品会計基準第 82 項と同様の定めである改正前の金融商品実務指針第 62 項の取扱いを踏襲する旨を記載することとした。59) のコメントへの対応も参照いただきたい。</p>
	<p>投資信託に係る経過措置について記述されているが、誰に対して何を求めている事項、内容なのかについて、より明確に理解できるように記述を修正することが適当ではないか。</p>	<p>時価算定適用指針第 26 項は、時価算定会計基準等を利用する財務諸表作成者や財務諸表利用者を含む全ての関係者に向け、経過措置の内容を説明しているものであることは理解可能であると考えられるため、ご指摘の修正は行わない。</p>
(適用初年度の会計処理の経過措置に関するコメント)		
65) 提案に同意する。	<p>経過措置によって、その他有価証券の決算時の時価が月中平均から期末時点の市場価格に変更となる場合、遡及適用は不要と理解しているが、その前提でこれらの経過措置に同意する。</p>	<p>本公開草案の提案を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
66) 遡及修正を行う場合の明確化を求める。	<p>本公開草案の適用初年度の会計処理には、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更に従う取扱いが混在し複雑化している。会計実務上は、両者の区分が不明確であることも多いことから財務諸表作成者の理解に資するため、企業会計基準第 24 号における取扱いを踏まえた上で、経過措置の取扱いを明確に整理した説明を提供することが望まれる。</p> <p>時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めにより、時価を算定するために用いた方法を変更する場合において、時価算定会計基準案第 20 項に基づき会計方針の変更に該当するものとし、当該会計方針の変更を過去の期間のすべてに遡及適用するという事は、会計方針変更後に入手した過去の期間の観察可能なインプットを用いることを含めて、変更後の方法と同一の方法によって過去の期間の時価を算定するという事である点を明らかにすべきであると考えます。</p>	<p>経過措置の取扱い自体は時価算定会計基準及び金融商品会計基準に記載している。この経過措置は企業会計基準第 24 号第 6 項(1)における会計基準等に定める特定の経過的な取扱いである旨を時価算定会計基準の結論の背景に追加する。</p> <p>一般的な遡及適用と同じであるため、説明の追加は行わない。</p>
67) 将来に向かってのみ適用すべきである。	<p>「当該変更による影響額を分離することができる時（時価算定会計基準案第 20 項）」についてどのような場合を想定しているか必ずしも明らかではないことや、そもそも遡及修正するなら悉皆遡及修正することにしないとかわって比較可能性を害する場合もないとは言えないことから、他の国際的な会計基準同様に将来に向かってのみ適用する方が好ましいと考える。</p>	<p>将来にわたってのみ適用することを支持する意見がある一方、観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなどにより、時価算定会計基準の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更する場合があるとの意見も聞かれていたため、会計基準の変更による影響額を</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		分離することができるときには遡及適用することを可能としたものである。よって、修正は行わない。
68) その他	<p>金融商品会計基準案における（注7）の削除（その他有価証券の決算時の時価につき期末前1カ月の市場価格の平均に基づく算定も可とした取扱いの廃止）に伴う測定基礎の変更は、従来から複数存在した会計方針の選択につきその見直しを行うものであるから、会計方針の変更として、原則、遡及適用とすべきである。</p> <p>時価算定会計基準案第21項の定めのとおり、本公開草案適用により、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第25号」という。）が廃止されるが、廃止に伴う会計処理について言及することが必要と考える。</p> <p>金融商品会計基準案第44-2項について、「会計基準」と「結論の背景」は、明確に分けて記載することが適切と考えられます。</p>	<p>これまでの審議において、仮にこれらの会計方針の変更について遡及適用を求める場合には、過去の減損損失の再計算を求めることになり実務上の影響が非常に大きく現実的でないとの意見が聞かれたため定められたものである。よって、修正は行わない。</p> <p>実務対応報告第25号の廃止についても、時価算定会計基準第19項及び第20項の経過措置に従うこととなる。</p> <p>ご指摘の経過措置の定めについては、会計基準利用者に対する分かり易さの観点から、あえて会計基準本文に説明も含めて記載したものである。</p>
（その他の経過措置に関するコメント）		
69) 開示の経過措置について	「金融商品の時価のレベルごとの内訳」の開示（金融商品時価開示適用指針	開示に関する適用初年度の経過措置

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	案第 5-2 項) は、適用初年度について、1 年分が開示されるものと想定される。時価情報は年度ごとの趨勢が重要と考える利用者もおり、セグメントの変更のように、なるべく遡及開示を推奨してはどうか。	は、本会計基準の適用初年度においては、原則として将来にわたって適用することとしたことと同様の理由から（時価算定会計基準第 45 項参照）、前年度にかかる開示は実務上困難な場合が多いと考えられるため、設けたものである。そのため、修正は行わない。
	我が国の会計基準の品質維持のためには、このような、例外規定は設けるべきではない。	同上

(質問 10) 設例に関する質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(全体を支持するコメント)		
70) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
(個別の設例に関するコメント)		
71) 設例 1 について	本公開草案の適用範囲は、金融商品に限定されているにもかかわらず、「設例 1」では、現物資産による例が示されている。そこで、最初の設例は金融商品の例示とし、現状の「設例 1」をその後に配置するとともに、設例の題名を「トレーディング目的で保有する棚卸資産のレベル 1 の時価に関する主要な	ご意見を参考に、設例 1 を次のように修正する。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	市場又は最も有利な市場」と修正すべきである。	<p>1. 前提条件</p> <p>(1) A社は、貸借対照表で時価評価される現物商品（<u>コモディティ</u><u>トレーディング</u>目的で保有する<u>棚卸資産</u>）について、2つの活発な市場（市場A及び市場B）において異なる価格で売却しており、決算日において、当該現物商品の各市場での価格を入手できる。</p>
72) 設例2について	現行の我が国の会計基準における繰延ヘッジの「振当処理」については維持すべきである。	ヘッジ会計の改正は本基準開発の検討範囲ではないため、修正は行わない。
73) 設例5について	「売却が特定の期間にわたって法的に制約される株式」という設例の表現は、非上場株式を連想させ、非上場株式の時価算定に関する設例と誤解を生じさせるおそれがある株式を例とするのではなく、債券等にするなどの修正を検討する必要があると考える。	ご指摘のような誤解を避けるため、本設例における「株式」を全て「有価証券」に置き換える。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
74) 設例 8 について	<p>「13%が現在の市場の状況において最も時価を適切に表すための市場利回りであると判断した。」との結論に至る判断過程について理解が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加的な説明を提供することが望まれる。 文言の修正は IFRS 第 13 号からの意図的な逸脱を意図しているように解釈され、適切な対処とは思われないため、日本基準への取り込みを見送ることが適切と考える。 	<p>本設例は、IFRS 第 13 号の設例 14 をそのまま取り入れたものである。企業が一度市場利回りを 12%と見積った上で、第三者から入手した市場利回りに関する情報（15%から 17%）を考慮した結果、13%が最も適切な市場利回りであると判断した設例であり、資産の取引の数量又は頻度が著しく低下した場合の市場利回りの見積りにおける判断に関する設例として有用と考えられる。よって、削除は行わない。</p>
(その他のコメント)		
75) 設例の追加を求めるコメント	<p>時価算定会計基準案第 33 項で規定する「グループを単位として算定した時価の調整をグループ内の個々の金融資産及び金融負債の時価に配分する場合」の設例を示していただきたい。</p> <p>時価算定適用指針案第 5 項に記載された倍率法やマトリックス・プライシングについて設例を設けていただきたい。</p>	<p>「グループを単位として算定した時価の調整をグループ内の個々の金融資産及び金融負債の時価に配分する」ことは、我が国に特有な取引ではないことを踏まえ、設例の追加は行わない。</p> <p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	時価算定会計基準案第 34 項及び時価算定適用指針案第 9 項に記載されたビッド・アスク価格の使い分けについて設例など追加的ガイダンスを記載していただきたい。	同上
	個別具体的な商品で設例を規定した方が、より実務上の参考となると考える。 例えば、以下の商品の時価算定とレベル区分について盛り込んでどうか。 <ul style="list-style-type: none"> • 有価証券（国債、地方債、普通社債等） • 複合金融商品（RMBS・リパッケージ債・クレジットリンク債等） • 非上場デリバティブ（クレジット・デリバティブを含む。） • その他金融資産（金銭信託等）、金融負債（預金、貸出金、借入金等）等 	同上
	各設例の前提条件等の情報を具体化すべき。加えて、特に多額の金融商品を保有する金融機関向けにより多くの設例を記載すべきである。	各設例の前提条件等について、IFRS 第 13 号と別の前提を設ける場合、IFRS 第 13 号と整合的でなくなる可能性があるため、修正は行わない。
	金融商品会計実務指針から削除された「非上場デリバティブ取引の時価評価（設例 10）」を追加してはどうか。	時価算定会計基準の考え方とは異なるため、日本公認会計士協会へ削除の提案をしたものである。
	次の設例を追加することが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> • OCI のリサイクルを含めた設例（税効果あり） • 「排出権取引」に関する設例 	OCI のリサイクリング処理は、本基準開発の検討範囲ではないため、設例の追加は行わない。 排出権取引における排出クレジットはトレーディング目的の棚卸資産に該当することも考えられるが、IFRS

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		第 13 号が規定していない具体例を示すことは、IFRS 第 13 号への解釈を示しているとの誤解を与えるおそれがあることから、設例の追加は行わない。
76) その他	公表された設例については、全体的に抽象的な表現が目立つため、具体的な表現による規定について努力いただきたい。 (例) <ul style="list-style-type: none"> 「主要な市場」と「最も有利な市場」の具体的な判断基準（設例 1） 「活発な市場」についての具体的な事例（設例 1・6） 「取引の数量又は頻度が著しく低下」したか否かの判断（設例 8） 	IFRS 第 13 号においても、原則ベースの規定となっており、IFRS 第 13 号との差異を設けているとの誤解を与えるおそれがあると考えられることから、設例の追加は行わない。

(質問 11) その他の質問

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(結合分離等適用指針の修正に関するコメント)		
77) 結合分離等適用指針の修正について	企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「企業結合適用指針」という。）第 38 項の修正案におけるなお書きが適用できる場合の明確化をすべき。	当該取扱いは、修正前の考え方（企業結合適用指針第 357 項）を踏襲したものであるため、追加の明確化は行わない。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「支払対価として取得企業の株式が交付された場合の取得の対価」について、評価モデルを使用して時価を算定する場合には、被取得企業側の株式の時価よりも、取得企業側の株式の時価を優先する点を補足的に記載することが考えられる。</p>	<p>株式交換における取得企業の株式の時価の算定にあたり、取得企業の株式に関するインプットと被取得企業の株式に関するインプットのいずれを優先するのかは、時価算定会計基準第 31 項(3)に従い、取得企業の株式の時価との関連性と当該インプットの観察可能性の双方に鑑みて決定することとなる。</p> <p>時価算定会計基準に記載されていることから、これ以上の明確化は不要と考えられる。</p>
	<p>「支払対価として取得企業の株式が交付された場合」の「株式」には、種類株式も含まれることを明確化することが考えられる。</p>	<p>修正前の基準においても、対価が種類株式となる場合には企業結合適用指針第 38 項及び第 42 項の双方が適用される。修正後においても対価が種類株式の場合にも企業結合適用指針第 38 項が適用されていることから、追加的な明確化は不要であると考えられるため、修正しない。</p>
78) 払込資本を増加させる金融商品について	<p>時価算定会計基準案第 14 項に払込資本を増加させる金融商品の例として「企業結合の対価として発行される株式」が挙げられるが、「(例えば、<u>取得とさ</u></p>	<p>時価算定会計基準は、時価の算定が求められる場合に適用される基準で</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>れた企業結合の対価として発行される株式)」として下線部を追加することが考えられる。</p>	<p>あって、企業結合の対価として発行される株式を時価で測定するかは企業結合会計に従うことになる。また、ご指摘の箇所はあくまで例示である。よって、下線部分は追加しない。</p>
<p>(文言の修正等に関するコメント)</p>		
<p>78) 文言の修正等に関するコメント</p>	<p>時価算定適用指針案第 6 項に関し、会計基準の正確性、明瞭性及び整合性の観点から、「評価技法又はその適用の変更をする場合」との記載は、「評価技法又はその適用を変更する場合」とすべきである。</p>	<p>ご提案のとおり、時価算定適用指針案第 6 項の記載を「評価技法又はその適用を変更する場合」に修正する。</p>
	<p>時価算定適用指針案第 26 項に関し、会計基準の正確性、明瞭性及び整合性の観点から、「事業年度」との記載は、「連結会計年度及び事業年度」とすべきである。</p>	<p>ご提案のとおり、時価算定適用指針案第 26 項の「事業年度」との記載を「連結会計年度及び事業年度」に修正する。</p>
	<p>時価算定適用指針案第 29 項に関し、会計基準の正確性、明瞭性及び整合性の観点から、「企業が算定日において利用できる主要な市場」との記載は、「企業が算定日において利用できる主要な市場又は最も有利な市場」とすべきである。</p>	<p>ご提案のとおり、時価算定適用指針案第 29 項に「又は最も有利な市場」を加える。</p>
	<p>金融商品時価開示適用指針案の開示例「2. 製造業 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明 有価証券及び投資有価証券」に関し、会計基準の正確性、明瞭性及び整合性の観点から、以下の下線部分の修正が必要である。</p>	<p>当該記載の前に示しているレベル 1 の時価の定義にて無調整の相場価格をレベル 1 とする旨が記載されているため修正しない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されている<u>おり</u>、無調整の相場価格を利用できるため、その時価はレベル1の時価に分類しております。」</p>	
	<p>時価算定適用指針案「設例7」第2項(1)に「市場参加者がC社の債務…」とあるが、「市場参加者がA社の債務…」が正しいのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、時価算定適用指針の設例7について「市場参加者がC社の債務…」との記載を、「市場参加者がA社の債務…」に修正する。</p>
	<p>コメント募集用紙15頁に「時価レベル3に分類される商品であっても当該商品の市場における流動性が低いとも限らない」とあるが、「…高いとも限らない」あるいは「…低いとは限らない」ではないのか。</p>	<p>「レベル3の時価に分類された金融商品はすべて流動性が低い」ことを否定する記載であるため、「低いとも限らない」との表現になる。</p>
	<p>企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、金融商品実務指針第101項から第104項が削除された旨を脚注として付すべきである。</p>	<p>金融商品会計基準第122項(2019年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正)において、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」の金融商品会計実務指針第101項から第104項を参照する記載を削除する修正を行っている。</p>
(その他のコメント)		
79) その他のコメント	IFRS第13号又はTopic 820に従った会計処理をしている場合には、今回開	本会計基準案は、国際的な会計基準

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>発された「時価の算定に関する会計基準(案)」の趣旨にも合致しているため、同規定にも従っているとみなす旨の規定を記載していただきたい。</p>	<p>と整合させることを意図しているものの、会計基準の体系が異なることから、必ずしも結果が同じになるとは限らないため修正しない。</p>
	<p>時価の算定にあたっては市場で観察可能な情報を優先使用することになるため、例えば企業向け融資については、企業の内部信用格付ではなく外部格付等の市場データを優先して使用することになる。</p> <p>一方で、現在は時価算定適用指針案の開示例(金融業)の記載にもあるように、時価算定に内部信用格付を優先させている実務も多く存在する。</p> <p>内部格付は金融庁検査マニュアル等の要請にも従い金融機関等が厳格な管理のもと精緻に付しており、内部の信用リスク管理にも使用しているものである一方、外部格付は必ずしも経済実態を表し利用者の有用性を高めるものとは限らないことから、引き続き内部格付を優先させた時価の採用も認められるべきである。</p>	<p>観察可能なインプットを優先する取り扱いとは本会計基準の基礎となる概念であり、例外的な定めは出来る限り設けるべきでないと考えられる。</p>
	<p>重要性の原則が全般的に適用されるべきであり、特にケースを限定して簡便な取扱いを認める場合には、重要性の原則の適用を妨げるものではないことを明示すべきである</p>	<p>重要性の原則は会計基準において一般的な原則であるため、特に明示せずともその適用を妨げるものではないことから、修正しない。</p>
	<p>投資家に対して、レベル3の資産について、流動性が低い、あるいは資産の内容が不透明等の誤った認識を与えないよう、事前の十分な周知等を行ってほしい。</p>	<p>本公開草案の公表時に同時公表した「コメントの募集」において、時価のレベルが時価の算定対象となる商品の複雑性や市場における流動性を</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		必ずしも示すものではないことを説明する別紙を添付しており、時価算定会計基準を最終化する際にも同様の別紙を添付することとする。
	本公開草案に沿った対応を行うためには、証券会社等のブローカーやベンダーとの連携がより一層必要となる。そうした外部機関との連携が円滑に図れるよう十分に周知等の対応を行っていただきたい。	利害関係者との連携が円滑に測れるよう、当協会のホームページ等により基準の周知を行う予定である。
	一定の目線を基準・指針とは別の「ガイダンス」として示すことが、ASBJには期待される。	今後の検討の参考とさせていただく。
	Fair Value を「公正価値」と直訳せずに「時価」としたのは正しい判断であったと思われる。	「時価」の用語を用いることについて同意するコメントである。
	減損処理について、我が国の企業会計基準では「四半期洗い替え法」と「四半期切放し法」の選択適用が可能であるが、これについては、「四半期洗い替え法」を原則とするべきである。	金融商品会計の見直しにおける議論の際に参考とさせていただく。
	<p>以下のことを是非ともお願いしたい。</p> <p>(1) 全ての会社において(連結財務諸表を作成する会社においても)キャッシュ・フロー計算書の作成は義務化するべきである。また、個別・連結を問わず、「直接法」+「間接法との調整表」または「間接法」+「直接法との調整表」の作成を義務化するべきである。</p> <p>(2) 「株主資本等変動計算書」については、OCI 項目や「被支配株主持分」等についても、増減理由別に区分して記載することを、任意ではなく義務とするべきである。また、「新株予約権」を「その他資本剰余金」の</p>	今後の会計基準の開発に関するコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>構成要素に変更すべきである。</p> <p>(3) 企業会計基準第 25 号「包括利益に関する会計基準」及び企業会計基準第 26 号「退職給付債務に関する会計基準」を、個別財務諸表についても適用すべきである。</p> <p>(4) 「連結貸借対照表」と「連結株主資本等変動計算書」を、「経済的単一体説」に移行すべきである。</p>	
	<p>次のような情報の開示を義務付けるべきである。</p> <p>(1) 子会社及び関連会社において、「その他」扱いとなっている子会社及び関連会社のリスト（名称、所在地、代表者、持株比率、議決権比率、役員のパイプライン、事業内容等）</p> <p>(2) 連結の範囲から除外された子会社のリスト及び除外理由</p> <p>(3) 持分法を適用された子会社のリスト及びその理由</p> <p>(4) 持分法適用の範囲から除外された子会社のリスト及び除外理由</p> <p>(5) 連結精算表及び連結キャッシュ・フロー精算表</p>	<p>今後の会計基準の開発に関するコメントである。</p>
	<p>私募債の取扱いについて、国際的な整合性をとるという観点からすると、経済実態に即して貸付金と同様に時価評価すべきではないと考えます。（金融商品会計の分類・測定に関する定めの見直し）</p>	<p>金融商品会計の見直しにおける議論の際に参考とさせていただく。</p>
	<p>国内外の適用状況・事例・課題等の情報提供など、十分な周知を行っていただきたい。</p>	<p>必要に応じ、委員会等において適宜示すこととする。</p>
	<p>最終基準化にあたっては、従来の算定方法や IFRS 第 13 号との相違箇所が明確にわかるような一覧表を開示していただくと有用である。</p>	<p>IFRS 第 13 号との相違箇所が分かる一覧表を公表することは誤解が生じる可能性があるほか、従来の取扱い</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>本基準の内容は、理念的・概念的なものであり、財務諸表作成者にとっては、「従来の時価が使用できなくなるか否か」という重要な点が判断し難い。時価のレベル区分を行うために、時価算定を「評価技法」と「インプット」の観点から再整理しているが、現行実務で算定している時価の一つひとつを再検証することとなれば、莫大な負担になり、実務対応が困難である。</p>	<p>との相違を網羅的に示すことは困難であることから、一覧表は公表しない。</p> <p>実務対応について相応の期間を要する場合を考慮し、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした。</p>

以 上